



一般廃棄物処理業許可書（更新）

栗環セ許可第19号

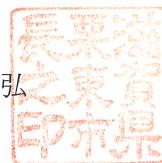
令和4年3月22日

住所 京都市伏見区横大路千両松町9番地1

氏名 日本ウエスト株式会社

代表取締役 長田和志 様

栗東市長 野村昌弘



令和4年2月7日に申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次の条件を付けて許可します。

営業所の所在地及び名称	所在地 滋賀県栗東市安養寺一丁目462番地2 Kビル405号室 名称 日本ウエスト株式会社 栗東営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（事業系） ・可燃ごみ ・資源ごみ ただし、し尿、浄化槽汚泥、動物の死体、焼却灰、河川水路の汚泥及び浚渫土を除く。
収集運搬及び処分の別	収集運搬業
事業の区域	栗東市全域
処理料金	栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条に規定する金額
事業許可期間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日
条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例その他関係法令等を遵守すること。 2 搬入する一般廃棄物は、栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、分別を徹底し、搬入に際しては市職員の指示に従うこと。 3 収集した一般廃棄物の量は、収集時に明確になるように措置し、一般廃棄物の収集を依頼した者に疑義が生じないように努めること。 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5に定める事項の実績を翌月10日までに市長に報告すること。 5 処理手数料の納入期限は毎月末日とし、納入期限を遵守すること。 6 裏面の「事業系一般廃棄物収集運搬業の許可に関する注意事項について」を遵守すること。 7 上記の事項について、正当な理由がなく不履行があった場合は、栗東市環境センターへの一般廃棄物の搬入を停止し、又は許可を取り消すものとする。